

事務連絡  
令和6年1月16日

各都道府県介護保険担当課（室） }  
各市町村介護保険担当課（室） } 御中

厚生労働省老健局総務課

「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について（周知）

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号。以下「政令」という。）については、令和6年1月11日に閣議決定され、同日に公布・施行されました。

政令の概要につきまして、内閣府、総務省及び法務省より別添のとおり情報提供がありましたので、貴職におかれましても御了知の上、関係者、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

なお、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条第2項の告示につきましては、別途お知らせいたします。